

平成 25 年 10 月 28 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 25 年 10 月 28 日（月）開会：午後 1 時 30 分 閉会：午後 4 時 3 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）

委員 大石伸雄（政新会）

田中正剛（蒼士会）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

山田ますと（公明党議員団）

他に、委員外議員として、大川原成彦副議長が出席

4 欠席者

河崎はじめ（市民クラブ改革）

5 傍聴議員

岸利之、よつや薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三

次 長 北林哲二

庶務課長 原田順子

議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）政務活動費の残された課題について

政務活動費の残された課題について協議しました。

まず、情報端末機器の取り扱いの基準について、情報端末機器を分類する原則を協議し、下記のとおり取り扱うことで、全委員がこれを了とされました。また、政務活動費として通信費を計上できる携帯電話は 1 台と決まっており、この取り扱いは、それを拡大するという趣旨ではなく、携帯電話として分類されたものは、複数台分を計上することはできないということ併せて確認しました。

扱いの原則

日進月歩の情報端末機器をその形態で分類することは適当でないため、機能の原則で分類する。

* 電話機

他のいかなる機能が付加されていても、他者との通話を可能とする機器は電話機として扱う

*タブレットその他

電話機以外の情報端末機器はすべてコンピューターとして扱う

次に、クレジットカード経由の支払い証明について、事務局から取り扱いの変更案の説明がありました。クレジットカード経由の支出を充当する場合に、透明性を損なわない範囲で、提出書類を簡素化し、事務の煩雑さの改善を図ることは可能であるものとして、全委員が変更案を了とされました。

次に、所有数の上限について、パソコン、事務所、事務機器等を対象に協議しました。事務所の所有数の上限は、「会派・議員とも政務活動費の対象とできる事務所は原則1ヶ所とし、複数箇所に設置する合理的理由がある場合は自己の責任において立証することをもって可能」とし、事務機器等についてもこの取り扱いに準ずることで、全委員がこれを了とされました。なお、パソコンの所有数の上限は、原案（「合理的理由がある場合は自己の責任において立証することをもって可能」）に附帯する文言を加えるかどうかについて、引き続き協議することとなりました。

次回の委員会（11月11日）で、引き続き協議することとしました。

（2）役選の振り返りについて

役選の振り返りについて協議しました。

まず、役選から導かれるものとして、各派の意見を確認しました。議長及び副議長を決定後、監査委員、阪神水道企業団議会議員、阪神水道企業団監査委員、農業委員、議運正副委員長（以下「監査委員から議運正副委員長」という。）は、従来どおり一括して取り扱い、常任委員会及び特別委員会の正副委員長は、引き続き個別エントリー制を維持すること（この場合、監査委員から議運正副委員長までの選出結果とバランス上まったくリンクさせないこと、意欲重視であり、正副議長を輩出していること、あるいは会派の大小による優劣はつけないという従来の精神をも引き継ぐことになる。）で、全委員がこれを了とされました。

また、常任委員会及び特別委員会の正副委員長に複数のエントリーがあり、誰も譲らない状況が生じた場合の選挙場所として、議運なのか、委員会なのか、くじ引き、その他の方法が良いのかについて、各委員は持ち帰り、次回の委員会までに各派の意見を用意することとなりました。

次に、委員定数について、定数に幅を持たせてはどうかという提案に対して、3種類の方法を説明し、各派から意見を聴取しました。委員の定数は現状のままとするが、定数が10人又は11人の範囲で、希望状況に応じて、その都度、委員会条例を改正することについて、全委員がこれを了とされました。

次に、調整・バランス・正副委員長職責について、正副委員長の職責、調整・バランスに対する各委員の意見等を聴取しました。

次回の委員会で、引き続き協議することとしました。

（3）議会基本条例について

議会基本条例について、本日は協議を行いませんでした。

「議決及び審査」に関する小理念について、「論点」、「対案」の問いかけに対して、各委員はこれを持ち帰り、各派の意見を用意することとなりました。

(4) 議会役職について

議会役職について、これまでの議論の進捗を各委員に説明しました。資料に記載する「今後の論点」、「期待される役割から導かれるもの」、「課題から導かれるもの」の問いかけに対して、各委員はこれを持ち帰り、各派の意見を用意することとなりました。

(5) その他

まず、政務調査費違法支出返還請求訴訟について、事務局から平成 25 年 10 月 16 日に原告からの訴訟総額 669 万 1,942 円に対し、250 万 3,225 円の返還を命じる判決が神戸地裁から言い渡された旨の報告がありました。今後、裁判として確定した後に、手引きに影響を及ぼす項目があるかどうかを事務局で研究し、事務局からの提案を基に、本委員会で直ちに議論を行うこととされました。

次に、議員定数の課題について、各委員に説明しました。本委員会で、以前協議した議論と重複した議論とならないよう、提案がある会派は、今まで話し合われていない新たな論点があれば、次回の委員会までに用意することとなりました。

次に、ホームページに委員会のページを設けてはどうかとの提案に対し、広報委員会で協議された内容について、事務局から下記の報告がありました。

委員会のページの掲載方法等については、今後、広報委員会が主体となって協議を進める。

前回の本委員会で報告された施策研究テーマの掲載方法（案）については、今後の広報委員会での議論に委ねる。

施策研究テーマを平成 24 年度分から掲載することについて、前常任委員長から了解を得たため、そのままの内容で掲載する。

以上の 3 点について、本委員会として確認しました。

以 上